



2022年5月12日

各 位

会社名 株式会社 バナーズ
代表者 代表取締役 小林 由佳
(コード番号 3011 東証スタンダード)
問合せ先 執行役員 大内 修
電 話 (048)523-2018

監査等委員会設置会社への移行及び定款一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、2022年6月29日開催予定の第73回定時株主総会で承認されることを条件として、現在の「監査役会設置会社」から「監査等委員会設置会社」へ移行する方針を決議するとともに、同定時株主総会に「定款一部変更の件」を付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 監査等委員会設置会社への移行

(1) 移行の目的

取締役会の監査・監督機能を一層強化し、コーポレート・ガバナンスの更なる充実を図ることを目的としております。

(2) 移行の時期

2022年6月29日開催予定の第73回定時株主総会において、必要な定款変更についてご承認をいただき、監査等委員会設置会社に移行する予定であります。

2. 定款の一部変更

(1) 定款変更の目的

監査等委員会設置会社への移行に伴い、監査等委員会及び監査等委員である取締役に關する規定の新設、監査役及び監査役会に關する規定の削除等、所要の変更並びに会社法改正に伴う株主総会資料の電子提供の規定の追加を行うものであります。

なお、変更の内容は別紙のとおりであります。

(2) 日程

定款変更に関する株主総会開催日	2022年6月29日（予定）
定款変更の効力発生日	同上

以 上

【別紙】

(下線部分は変更箇所)

現行定款	変更案
<p style="text-align: center;">第1章 総則</p> <p>第1条～第2条 <条文の省略></p> <p>第3条（本店の所在地） 会社は、本店を埼玉県熊谷市に置く。</p> <p>第4条（機関） 当社は、株主総会および取締役会ののほか、次の機関を置く。 （1）取締役会 （2）<u>監査役</u> （3）<u>監査役会</u> <u>（4）会計監査人</u></p> <p>第5条 <条文の省略></p>	<p style="text-align: center;">第1章 総則</p> <p>第1条～第2条 <現行どおり></p> <p>第3条（本店の所在地） <u>当</u>会社は、本店を埼玉県熊谷市に置く。</p> <p>第4条（機関） 当社は、株主総会および取締役ののほか、次の機関を置く。 （1）取締役会 （2）<u>監査等委員会</u> <削除> <u>（3）会計監査人</u></p> <p>第5条 <現行どおり></p>
<p style="text-align: center;">第2章 株式</p>	<p style="text-align: center;">第2章 株式</p>
<p>第6条～第12条 <条文の省略></p>	<p>第6条～第12条 <現行どおり></p>
<p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p>	<p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p>
<p>第13条～第14条 <条文の省略></p>	<p>第13条～第14条 <現行どおり></p>
<p><u>第15条（株主総会参考書類等のインターネット開示）</u> <u>当社は、株主総会の招集に際し、株主参考書類、事業報告書、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従い、インターネットを利用する方法で開示することができる。</u></p>	<p><削除></p>
<p style="text-align: center;"><新設></p>	<p><u>第15条（電子提供措置等）</u> <u>当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる。</u></p>

現行定款	変更案
<p>第16条（決議の方法） 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した株主の議決権の過半数をもって行う。</p> <p>2. 会社法第309条第2項に定める決議は、<u>本定款に別段の定めがある場合を除き当該株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。</u></p> <p>第17条 <条文の省略></p> <p>第18条（議事録） 株主総会の議事録は、法令で定めるところにより書面または電磁的記録をもって作成し、議長ならびに出席した取締役および監査役は、これに署名もしくは記名押印し、または電子署名を行う。</p> <p style="text-align: center;">第4章 取締役および取締役会</p> <p>第19条（取締役の員数） 当社の取締役は、<u>9名以内とする。</u></p> <p style="text-align: center;"><新設></p> <p>第20条（選任方法） 取締役は、株主総会の決議によって選任する。</p>	<p><u>2. 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求をした株主に対して交付する書面に記載することを要しないものとする。</u></p> <p>第16条（決議の方法） 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使できる株主の議決権の過半数をもって行う。</p> <p>2. 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。</p> <p>第17条 <現行どおり></p> <p>第18条（議事録） 株主総会の議事録は、法令で定めるところにより書面または電磁的記録をもって作成し、議長ならびに出席した取締役は、これに署名もしくは記名押印し、または電子署名を行う。</p> <p style="text-align: center;">第4章 取締役および取締役会</p> <p>第19条（取締役の員数） 当社の取締役<u>（監査等委員である取締役を除く。）</u>は9名以内とする。 <u>2. 当社の監査等委員である取締役は5名以内とする。</u></p> <p>第20条（選任方法） 取締役は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって選任する。</u></p>

現行定款	変更案
<p>2. 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p>3. <条文の省略> <新設></p> <p><新設></p> <p>第21条（代表取締役） 代表取締役は、取締役会の決議によって選定する。</p> <p>第22条（役付取締役） 取締役会は、その決議によって取締役会長、取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。</p> <p>第23条（任期） 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。 <u>2. 増員または補欠として選任された取締役の任期は、在任取締役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p><新設></p>	<p>2. 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の<u>議決権の</u>3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p>3. <現行どおり></p> <p><u>4. 当社は、法令に定める監査等委員である取締役の員数を欠くことになる場合に備え、株主総会において補欠の監査等委員である取締役を選任することができる。</u></p> <p><u>5. 前項の補欠の監査等委員である取締役の選任に係る決議が効力を有する期間は、当該決議後2年以内に終了する最終の事業年度に関する定時株主総会の開始の時までとする。</u></p> <p>第21条（代表取締役） 代表取締役は、取締役会の決議によって<u>取締役（監査等委員である取締役を除く。）</u>の中から選定する。</p> <p>第22条（役付取締役） 取締役会は、その決議によって<u>取締役（監査等委員である取締役を除く。）</u>の中から取締役会長、取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。</p> <p>第23条（任期） <u>監査等委員でない</u>取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p><削除></p> <p><u>2. 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</u></p>

現行定款	変更案
<p data-bbox="422 174 534 208"><新設></p> <p data-bbox="188 414 411 448">第24条（報酬等）</p> <p data-bbox="188 461 767 636">取締役の報酬、賞与その他職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下、「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。</p> <p data-bbox="188 745 719 779">第25条（取締役会の招集権者および議長）</p> <p data-bbox="188 792 767 1066">取締役会の招集は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、議長となる。取締役社長に欠員または事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。</p> <p data-bbox="188 1079 767 1254">2. 取締役会の招集通知は、各取締役および各<u>監査役</u>に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p data-bbox="188 1267 767 1400">3. 取締役および<u>監査役</u>の全員の同意があるときは、招集の手続きを経<u>ない</u>で取締役会を開催することができる。</p> <p data-bbox="188 1462 608 1496">第26条（取締役会の決議方法等）</p> <p data-bbox="220 1509 411 1543"><条文の省略></p> <p data-bbox="188 1556 767 1928">2. 当会社は、取締役会の決議事項について、取締役（当該決議事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。<u>ただし、監査役が当該決議事項について異議を述べたときにはこの限りではない。</u></p>	<p data-bbox="798 174 1380 349"><u>3. 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p data-bbox="798 414 1021 448">第24条（報酬等）</p> <p data-bbox="798 461 1380 683">取締役の報酬、賞与その他職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下、「報酬等」という。）は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。</u></p> <p data-bbox="798 745 1329 779">第25条（取締役会の招集権者および議長）</p> <p data-bbox="798 792 1380 1066">取締役会の招集は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、議長となる。取締役社長に欠員または事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役（<u>監査等委員である取締役を除く。</u>）が取締役会を招集し、議長となる。</p> <p data-bbox="798 1079 1380 1254">2. 取締役会の招集通知は、各取締役に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p data-bbox="798 1267 1380 1400">3. 取締役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく取締役会を開催することができる。</p> <p data-bbox="798 1462 1217 1496">第26条（取締役会の決議方法等）</p> <p data-bbox="829 1509 1021 1543"><現行どおり></p> <p data-bbox="798 1556 1380 1830">2. 当会社は、取締役会の決議事項について、取締役（当該決議事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。<削除></p>

現行定款	変更案
<p data-bbox="422 170 533 203"><新設></p> <p data-bbox="188 506 767 730">第 27 条 (取締役会の議事録) 取締役会の議事録は、法令で定めるところにより書面または電磁的記録をもって作成し、出席した取締役および監査役は、これに署名もしくは記名押印し、または電子署名を行う。</p> <p data-bbox="422 745 533 779"><新設></p> <p data-bbox="188 983 512 1016">第 28 条 <条文の省略></p> <p data-bbox="422 1079 533 1113"><新設></p> <p data-bbox="280 1749 676 1783">第 5 章 <u>監査役および監査役会</u></p> <p data-bbox="188 1845 667 1928"><u>第 29 条 (監査役の員数)</u> 当社の監査役は、4 名以内とする。</p>	<p data-bbox="794 170 1374 443"><u>第 27 条 (重要な業務執行の決定の委任)</u> 当社は、<u>会社法第 399 条の 13 第 6 項の規定により、取締役会の決議によって、重要な業務執行 (同条第 5 項各号に掲げる事項を除く。)</u>の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。</p> <p data-bbox="794 506 1374 925"><u>第 28 条 (取締役会の議事録)</u> 取締役会の議事録は、法令で定めるところにより書面または電磁的記録をもって作成し、出席した取締役は、これに署名もしくは記名押印し、または電子署名を行う。 <u>2. 第 26 条第 2 項の決議があったとみなされる事項の内容およびその他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録する。</u></p> <p data-bbox="794 983 1118 1016">第 29 条 <現行どおり></p> <p data-bbox="794 1079 1374 1688"><u>第 30 条 (取締役の責任免除)</u> 当社は、<u>会社法第 426 条第 1 項の規定により、任務を怠ったことによる取締役 (取締役であった者を含む。)</u>の損害賠償責任を、<u>取締役会の決議をもって、法令の限度において免除することができる。</u> <u>2. 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、取締役 (会社法第 2 条第 15 号イに定める業務執行取締役等であるものを除く。)</u>との間に、<u>任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。</u></p> <p data-bbox="943 1749 1225 1783">第 5 章 <u>監査等委員会</u></p> <p data-bbox="1031 1845 1141 1879"><削除></p>

現行定款	変更案
<p><u>第30条（選任方法）</u> <u>監査役は、株主総会の決議によって選任する。</u> <u>2. 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p>	<p><削除></p>
<p><u>第31条（任期）</u> <u>監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u> <u>2. 任期満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</u></p>	<p><削除></p>
<p><u>第32条（常勤の監査役）</u> <u>監査役会は、監査役の中から常勤の監査役を選定する。</u></p>	<p><削除></p>
<p><u>第33条（報酬等）</u> <u>監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</u></p>	<p><削除></p>
<p><u>第34条（監査役会の招集通知）</u> <u>監査役会の招集通知は、各監査役に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u> <u>2. 監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開くことができる。</u></p>	<p><削除></p>
<p><u>第35条（監査役会の決議方法）</u> <u>監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。</u></p>	<p><削除></p>

現行定款	変更案
<p><u>第 36 条 (監査役会の議事録)</u> <u>監査役会の議事録は、法令で定めるところにより書面または電磁的記録をもって作成し、出席した監査役は、これに署名押印し、または電子署名を行う。</u></p>	<p><削除></p>
<p><u>第 37 条 (監査役会規則)</u> <u>監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査役会において定める監査役会規則による。</u></p>	<p><削除></p>
<p><新設></p>	<p><u>第 31 条 (常勤の監査等委員)</u> <u>監査等委員会は、その決議によって監査等委員の中から常勤の監査等委員を選定することができる。</u></p>
<p><新設></p>	<p><u>第 32 条 (監査等委員会の招集通知)</u> <u>監査等委員会の招集通知は、会日の3日前までに各監査等委員に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u> <u>2. 監査等委員の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく監査等委員会を開催することができる。</u></p>
<p><新設></p>	<p><u>第 33 条 (監査等委員会の決議方法)</u> <u>監査等委員会の決議は、議決に加わることができる監査等委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。</u></p>
<p><新設></p>	<p><u>第 34 条 (監査等委員会の議事録)</u> <u>監査等委員会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項について、これを議事録に記載または記録し、出席した監査等委員がこれに署名もしくは記名押印し、または電子署名を行う。</u></p>

現行定款	変更案
<p data-bbox="424 170 533 203"><新設></p> <p data-bbox="349 412 608 445">第6章 会計監査人</p> <p data-bbox="186 506 639 539">第38条～第39条 <条文の省略></p> <p data-bbox="186 600 411 633">第40条（報酬等）</p> <p data-bbox="186 647 770 730">会計監査人の報酬等は、代表取締役が<u>監査役会</u>の同意を得て定める。</p> <p data-bbox="391 790 564 824">第7章 計算</p> <p data-bbox="186 884 639 918">第41条～第43条 <条文の省略></p> <p data-bbox="424 978 533 1012"><新設></p>	<p data-bbox="794 170 1166 203"><u>第35条（監査等委員会規則）</u></p> <p data-bbox="794 217 1374 344"><u>監査等委員会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規則による。</u></p> <p data-bbox="954 412 1212 445">第6章 会計監査人</p> <p data-bbox="794 506 1246 539">第36条～第37条 <現行どおり></p> <p data-bbox="794 600 1019 633">第38条（報酬等）</p> <p data-bbox="794 647 1374 730"><u>会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査等委員会</u>の同意を得て定める。</p> <p data-bbox="995 790 1169 824">第7章 計算</p> <p data-bbox="794 884 1246 918">第39条～第41条 <現行どおり></p> <p data-bbox="810 978 904 1012"><u>（附則）</u></p> <p data-bbox="810 1028 1374 1061"><u>（株主総会資料の電子提供に関する経過措置）</u></p> <p data-bbox="794 1075 1374 1256"><u>1. 定款第15条（株主総会参考書類等のインターネット開示）の削除および定款第15条（電子提供措置等）の新設は、2022年9月1日から効力を生ずるものとする。</u></p> <p data-bbox="794 1270 1374 1496"><u>2. 前項の規定にかかわらず、2022年9月1日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、定款第15条（株主総会参考書類等のインターネット開示）はなお効力を有する。</u></p> <p data-bbox="794 1509 1374 1691"><u>3. 本附則は、2022年9月1日から6か月を経過した日または前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</u></p>